

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	7	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農用地利用集積計画に基づき取得する農用区域内にある土地に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、市町村が定める基本構想に基づいて市町村が農業委員会、農業協同組合等の協力を得つつ、農用地等の権利の設定・移転について関係者全員の同意を得て、関係者の農用地等の貸借・売買等を明らかにした農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て、これを公告すれば、農用地等の権利の設定・移転の効果が生じる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）によって農用区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、①取得土地が農用区域内にある場合は、取得土地価格の1/3相当額を控除、②農用区域内にある土地の交換による取得の場合は、交換により失った土地価格と取得土地価格の1/3相当額のいずれか多い額を控除する特例措置が講じられる。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第11条第1項 〕		
減収見込額	(初年度)	－ (▲75)	(平年度) ー (▲75) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>持続可能な力強い農業の実現のためには将来の農業を支える意欲ある人材の確保、農地集積・規模拡大の加速化が喫緊の課題であり、今後、高齢農家の大量リタイアが見込まれる中、その農地を意欲ある農業者に集積することが重要である。地域の中心となる経営体への農地集積を図るため、農業経営基盤強化法等に基づいた取組を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）は、農業経営基盤強化促進法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものであり、農地の利用集積を図るための施策の中心的な役割を果たしているものである。今後とも農地の利用集積を進める意欲ある農業者の農業経営の発展を支援していくためには、農地取得の際の初期投資を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p> <p>② また、意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日 食と農林漁業の再生推進本部（本部長 内閣総理大臣）決定）において、「土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」</p> <p>イ 食料・農業・農村基本法第23条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。」</p> <p>ウ 平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、「意欲ある農業者への農地の集積を推進する。」</p> <p>エ 農業経営基盤強化促進法第35条において、「国及び都道府県は、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要となる援助を行うように努めるものとする。」</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
	政策の達成目標	土地利用型農業について、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が5年後（平成28年度）に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間延長
	同上の期間中の達成目標	農用地区域内の農地等について、所有権移転により、平成28年度までに約9.2万haを集積する。
	政策目標の達成状況	基本方針・行動計画で示された規模の経営体の経営面積：約120万ha（全耕地面積の3割程度）
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度見込み</p> <p>対象者数：362,000人 適用件数：約9,000件</p> <p>※対象者数は、認定農業者等の本特例を適用できる者の数</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>平成25年度の農地の有償所有権移転見込面積（約3.3万ha）のうち、利用権設定等促進事業における移転見込面積（約2.3万ha）の占める割合は約70%となる見込み。</p> <p>また、平成25年度の利用権設定等促進事業による有償所有権移転見込件数（13千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約8千2百件（約63%）となる見込み。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進する大きなインセンティブとなるものであり、また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>なお、本特例措置の適用対象は、市町村が作成する公的な計画に基づく土地の譲渡であって、かつ、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、必要最小限の措置となっている。</p> <p>また、基本方針・行動計画で示された規模の経営体による経営面積は約120万ha（全経営耕地面積の約3割）にとどまり、政策目的は実現されていない。今後5年間に高齢化等で大量の農業者がリタイアすることが見込まれる中、その農地を意欲ある農業者に集積することが喫緊の課題であることから、本特例措置については引き続き存置する必要がある。</p>
ページ	7-2	

税負担軽減措置等の適用実績	適用実績					
	区 分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
	適用者数	381,000	372,000	371,000	366,000	362,000
	件 数	8,007	8,253	9,194	10,131	8,617
	減税額 (百万円)	64	96	74	74	75
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>平成 22 年度の農地の有償所有権移転面積 (約 2.8 万 ha) のうち、利用権設定等促進事業による移転面積 (約 2.0 万 ha) の占める割合は約 70%となっている。</p> <p>また、利用権設定等促進事業による有償所有権移転件数 (H22 : 12,150 件) のうち、10,131 件 (83%) が本特例措置の適用対象となっている。</p>					
前回要望時の達成目標	平成 32 年度までに農地面積の 8 割程度 (362 万 ha) を販売農家・法人経営に集積する。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成 22 度末の販売農家、法人経営に集積された農地面積の実績は 222 万 ha となった。</p> <p>なお、達成目標は平成 32 年に向けた指標であるため、目標の 8 割に達していない。</p>					
これまでの要望経緯	昭和 56 年に特例措置が認められて以来、2 年ごとに適用期限の延長を要望					